

建設工事に係る下請負の取扱いについて

建設工事に係る下請負契約について、受注者が、請負った工事の入札に参加した他の建設業者（以下「相指名業者」という。）を下請負人とするのは、建設業法上では、禁止する規定はありませんが、実務上では、入札談合の疑義が生じることとなり、望ましくない下請負関係であるとされています。

当市の入札制度は、制限付一般競争入札を基本とし、予定価格の事後公表、最低制限価格の設定等を行っているところですが、最低制限価格に達せず、失格者が発生する入札がみられる状況から入札談合があったとは考え難い状況であります。

また、入札公告では、地元建設産業支援のため、可能な限りにおいて、地元業者を下請負に利用することを希望しているところであります。よって、当市においては、相指名業者への下請負を一概に禁止することは適当でないと考え、下記により取扱うこととしましたのでお知らせします。

記

- 1 取扱いは次のとおりとし、下請負契約の合計額が、工事全体の概ね 5 割を超えないものとする。
 - (1) 当該工事に近接又は関連する他の工事を相指名業者が既に受注しており、工事の現場状況、工程管理、安全管理等において、相指名業者が施工することが最も望ましい場合。
 - (2) 地域性等を勘案し、相指名業者を下請負人とするのが最も望ましい場合等やむを得ない事由が認められる場合。
 - (3) 特殊性が高い工事で、相指名業者以外に施工できる業者が市内にいない場合。
 - (4) その他市長が認めた場合。

- 2 適用開始日は、平成 25 年 8 月 1 日とする。